

熊本労働局フोटレポート

# 社会福祉法人明照園を障害者雇用優良中小事業主として熊本県第7号の「もにす認定」しました。



熊本労働局では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、令和7年3月26日に社会福祉法人 明照園を「障害者雇用に関する優良な中小事業主」と認定し、令和7年6月3日、熊本労働局で認定通知書を交付しました。



写真左上から：山田熊本労働局職業安定部長、社会福祉法人 明照園 施設長 矢取克史様、作田熊本労働局職業安定部職業対策課長。左下から金成熊本労働局長、社会福祉法人 明照園 理事長 三宅 晃洋様

「もにす認定制度」は、障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況が優良であることの基準に該当した、常時雇用する労働者の数が300人以下である中小事業主が、厚生労働省から「障害者雇用優良中小事業主」の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主が地域における障害者雇用のロールモデルとして認知され、地域における障害者雇用の取組が一層推進されることが期待されます。

熊本県内の認定企業一覧：

[https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/newpage\\_00931.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/newpage_00931.html)

【お問い合わせ先】 熊本労働局職業安定部職業対策課 TEL:096-211-1704